

官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見） 募集要項

国土交通省港湾局は、以下のとおり、官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）（以下「計画書（目論見）」という。）を募集します。

平成 30 年 10 月 5 日

国土交通省港湾局

1. 官民連携による国際クルーズ拠点の形成について

我が国港湾へのクルーズ船の寄港が急増するなか、民間による投資と公共による受入環境の整備を組み合わせた国際クルーズ拠点を形成する。

ここで、官民連携による国際クルーズ拠点の形成とは、港湾法第 50 条の 18 に定める官民連携国際旅客船受入促進協定の締結等を通じて、官民の連携によって国際旅客船の受入れの促進を図ることをいい、その概要を添付資料－1「官民連携による国際クルーズ拠点の形成」に示す。

2. 応募の方法

計画書（目論見）の募集に応募する港湾管理者及びクルーズ船社（以下「応募グループ」という。）は、連名で、平成 30 年 12 月 27 日までに、計画書（目論見）を作成し、国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室に提出する。

3. 計画書（目論見）の作成

計画書（目論見）は、別添「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）の骨子」に示した事項を記載して作成する。

4. 計画書（目論見）の評価等の手順及び評価基準について

計画書（目論見）の評価等の手順及び評価基準については、添付資料－2「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）の評価等」に示すとおりを予定している。

5. 応募の受付

提出場所は、国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室とし、募集開始の日より平成 30 年 12 月 27 日まで提出を受け付ける。計画書（目論見）の提出の受付をもって応募とみなす。

6. 問い合わせ先

国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室 石原、稲葉、中原

電話：03-5253-8672

電子メール：hqt-cruisecontact@ml.mlit.go.jp

官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）の骨子

I. 応募者の概要

- ① 応募グループ及び連携するクルーズ船社について
 - ・ 応募する港湾及び港湾管理者の名称
 - ・ 連携するクルーズ船社の名称（複数可）
 - ・ 各代表者名、連絡先、その他
- ② 連携するクルーズ船社の寄港実績と今後の見通し
 - ・ 当該港湾についての実績と今後の見通し
 - ・ 日本の他の港湾についての実績と今後の寄港に係る考え方

II. 国際クルーズ拠点形成計画の主な内容

- ① 国際クルーズ拠点形成の方針・目標
 - ・ 目標とする国際クルーズ拠点の姿
 - ・ 国際クルーズ拠点の運営開始年及び目標年
 - ・ 運営開始年及び目標年における寄港回数等の目標値
- ② 国際クルーズ拠点施設の整備及び管理の方法
 - ・ 国際クルーズ拠点を構成する施設及びその配置
 - ・ クルーズ船社が投資する施設の整備・管理運営方針
 - ・ 公共施設の整備方針
 - ・ 周辺交通対策の考え方

III. 締結予定の官民連携国際旅客船受入促進協定に定められる主な内容に関する事項

- ① 協定の締結について
 - ・ 締結当事者名
 - ・ 予定施設所有者等としての関係性
- ② 係留施設及び受入促進施設に関すること
 - ・ 係留施設及び受入促進施設を特定する事項
 - ・ 受入促進施設の完成予定日
 - ・ 受入促進施設用地に係る利用権原の取扱い
 - ・ 受入促進施設の規模、構造又は用途に関する基準
 - ・ 受入促進施設を第三者に貸与する場合の貸与条件
 - ・ 受入促進施設の利用者による利用に関する事項
 - ・ 受入促進施設の利用者以外の者による利用に関する事項
 - ・ 受入促進施設の整備及び管理の方法
 - ・ 受入促進施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法
 - ・ 協定上の地位等又は受入促進施設の処分に関する事項
 - ・ 協定が終了した場合における受入促進施設の取扱い
- ③ 事業の実施に関すること
 - ・ 事業開始予定日及び事業終了日
 - ・ 毎年度の事業計画の提出等
 - ・ 地域活性化への取り組み
 - ・ 優先的な利用の開始条件
 - ・ 係留施設の優先的な利用に関する事項
 - ・ 許認可及び届出等
 - ・ 事業の実施に係る責任の負担

- ・ 事業の実施に伴うリスク分担の原則
- ・ 法令変更及び不可抗力の場合の措置並びに緊急事態対応
- ・ 協議会の設置
- ④ 協定の有効期間等
 - ・ 協定の有効期間
 - ・ 協定の変更、解除又は終了に関する事項
 - ・ 協定に違反した場合の措置
- ⑤ その他一般的事項
 - ・ 協定の効力発生に係る停止条件・紛争時の裁判管轄
 - ・ 誠実協議義務

IV. その他

- ① 国際クルーズ拠点形成の効果
- ② 推進体制